

第77回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成29年6月29日(木曜日) 午前10時

開催場所 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地
当社9階大会議室

目次

招集ご通知…………… 01

株主総会参考書類

第1号議案	株式併合の件	03
第2号議案	取締役9名選任の件	05
第3号議案	監査役2名選任の件	11
第4号議案	補欠監査役1名選任の件	13
第5号議案	取締役に対する業績連動型 株式報酬等の額および 内容決定の件	14

(添付書類)

事業報告……………	19
連結計算書類……………	36
計算書類……………	39
監査報告書……………	42
インターネットによる議決権行使のご案内……………	45

太平電業株式会社

証券コード：1968

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地

太 平 電 業 株 式 会 社

代表取締役
社長執行役員 野 尻 穰

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】

45頁から46頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evotep.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地
当社9階大会議室

3. 会議の目的事項

報告事項 (1) 第77期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第77期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 株式併合の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
- 招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.taihei-dengyo.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイトに掲載の上記書類も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.taihei-dengyo.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

株式併合の件

(1) 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、これに併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整するため、株式併合を行うものです。

(2) 併合する株式の種類

普通株式

(3) 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式の併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

69,479,500株

(6) その他

その他手続き上の必要事項に関しましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数は2分の1に減少することとなりますが、純資産等の変動しませんので、1株当たり純資産額は2倍となります。

[ご参考]

本議案が原案どおり可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (省 略)	第1条 (現行どおり)
第4条 (発行可能株式総数)	第4条 (発行可能株式総数)
第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>138,959,000</u> 株とする。	第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>69,479,500</u> 株とする。
第6条 (省 略)	第6条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者
番号

1

の じり じょう
野 尻 穰

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年3月	当社入社
平成19年7月	当社補修部長
平成20年4月	当社執行役員補修部長
平成21年6月	当社上席執行役員工事本部副本部長兼補修部長
平成24年4月	当社上席執行役員工事本部長
平成24年6月	当社取締役上席執行役員工事本部長
平成25年4月	当社代表取締役社長執行役員（現在）

● 生年月日

昭和34年1月29日生

● 取締役会への出席状況

14回／14回

● 所有する当社の株式の数

21,000株

取締役候補者とした理由

野尻穰氏は、上記略歴等のとおり、豊富な経験を有しており、当社グループの重要な経営課題に対して、迅速・果敢に取り組み、成果を収める識見と指導力を備えており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
昭和28年9月22日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
31,000株

候補者
番号

2

あお き ゆたか
青木 豊

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年2月	当社入社
平成11年8月	当社名古屋支店技術部長
平成19年6月	当社執行役員名古屋支店長
平成20年6月	当社取締役名古屋支店長
平成21年6月	当社取締役上席執行役員工事本部長
平成23年4月	当社取締役上席執行役員営業本部長
平成25年4月	当社取締役上席執行役員大阪支店長
平成26年6月	当社取締役専務執行役員営業本部長
平成27年4月	当社取締役専務執行役員営業本部長兼電力推進プロジェクト部長
平成29年4月	当社取締役専務執行役員営業本部長兼電力推進部担当(現在)

取締役候補者とした理由

青木豊氏は、上記略歴等のとおり、技術部門、工事部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
昭和29年8月12日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
53,000株

候補者
番号

3

せき ね しょういち
関根 正一

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年3月	当社入社
平成11年7月	当社電気工事部長
平成17年7月	当社執行役員補修部長
平成20年6月	当社取締役工事副統括兼泊3号機建設所長
平成21年6月	当社取締役上席執行役員営業本部長
平成22年4月	当社取締役上席執行役員技術本部長
平成23年4月	当社取締役上席執行役員技術本部長兼海外戦略室長
平成25年4月	当社取締役常務執行役員社長補佐
平成26年6月	当社取締役常務執行役員海外推進本部長
平成29年4月	当社取締役常務執行役員技術本部長(現在)

取締役候補者とした理由

関根正一氏は、上記略歴等のとおり、技術部門、工事部門および海外部門等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



● 生年月日
昭和31年1月12日生

● 取締役会への出席状況
13回／14回

● 所有する当社の株式の数
13,000株

候補者
番号

4

き もと とし むね
木本 利宗

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年3月	当社入社
平成18年4月	当社徳山7 B建設所長
平成19年10月	当社大阪支店技術部長
平成20年1月	当社大阪支店次長兼技術部長
平成23年4月	当社執行役員名古屋支店長
平成25年4月	当社上席執行役員名古屋支店長
平成25年6月	当社取締役上席執行役員名古屋支店長
平成26年6月	当社取締役上席執行役員大阪支店長
平成29年4月	当社取締役上席執行役員西日本統括(現在)

取締役候補者とした理由

木本利宗氏は、上記略歴等のとおり、工部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



● 生年月日
昭和30年9月3日生

● 取締役会への出席状況
14回／14回

● 所有する当社の株式の数
14,000株

候補者
番号

5

たけ した やす し
竹下 康司

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年3月	当社入社
平成16年9月	当社建設部次長
平成17年3月	当社川崎火力建設所長
平成21年6月	当社執行役員建設部長
平成24年4月	当社工事本部副本部長兼建設部長
平成25年4月	当社上席執行役員工事本部長
平成25年6月	当社取締役上席執行役員工事本部長(現在)

取締役候補者とした理由

竹下康司氏は、上記略歴等のとおり、主として工部門において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



● 生年月日
昭和33年3月5日生

● 取締役会への出席状況
14回／14回

● 所有する当社の株式の数
36,100株

候補者
番号

6

つる なが とおる
鶴 長 徹

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月	当社入社
平成3年10月	当社豊洲事業所(新東京火力)解体撤去工事建設所長
平成8年9月	当社フィリピンバタンガスBAPET土木建築工事建設所長
平成17年1月	TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION(PHIL.),INC. 取締役上席副社長
平成20年4月	当社第二営業部長
平成21年6月	当社執行役員営業本部副本部長兼第二営業部長
平成25年4月	当社執行役員中国支店長
平成26年6月	当社取締役上席執行役員名古屋支店長
平成29年4月	当社取締役上席執行役員東日本統括(現在)

取締役候補者とした理由

鶴長徹氏は、上記略歴等のとおり、海外部門、営業部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



● 生年月日
昭和38年5月15日生

● 所有する当社の株式の数
9,000株

候補者
番号

7

くさ か しん や
日 下 慎 也

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年3月	当社入社
平成19年7月	当社名古屋支店営業部長
平成20年7月	当社経理部次長
平成22年4月	当社経理部長
平成26年10月	当社執行役員経理部長
平成29年4月	当社執行役員総務管理本部副本部長(現在)

取締役候補者とした理由

日下慎也氏は、上記略歴等のとおり、主として財務部門において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。



● 生年月日

昭和22年6月5日生

● 取締役会への出席状況

14回／14回

● 所有する当社の株式の数

0株

候補者
番号

8

みな ぐち よし ひさ
水 口 義 久

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成11年4月 山梨大学工学部教授
平成15年4月 山梨大学大学院医学工学総合研究部教授
平成25年4月 山梨大学名誉教授(現在)
平成27年6月 当社社外取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

水口義久氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また機械工学分野の研究者としての長年の経験と知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



● 生年月日

昭和31年3月13日生

● 取締役会への出席状況

13回／14回

● 所有する当社の株式の数

0株

候補者
番号

9

ゆ ば あきら
弓 場 法

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成3年3月 公認会計士登録
平成4年1月 弓場公認会計士事務所開設
平成15年6月 税理士登録
弓場法税理士事務所開設
平成27年2月 日置電機(株)社外監査役(現在)
平成27年6月 当社社外取締役(現在)

社外取締役候補者とした理由

弓場法氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 水口義久、弓場法の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 水口義久、弓場法の両氏の社外取締役としての在任期間は、それぞれ本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は現行定款第29条において、「会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外取締役候補者である水口義久、弓場法の両氏との間で社外取締役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役杉延千賀年氏は任期満了となり、監査役猪股正憲氏が辞任いたしますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者
番号

1

みつ とみ つとむ
光 富 勉

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和50年3月	当社入社
平成17年7月	当社経理部長
平成18年4月	当社執行役員経理部長
平成20年6月	当社取締役総務統括兼経理部長
平成21年6月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長兼経理部長
平成22年4月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長
平成25年4月	当社取締役常務執行役員総務管理本部長(現在)

● 生年月日

昭和28年2月11日生

● 所有する当社の株式の数

24,000株

監査役候補者とした理由

光富勉氏は、当社の取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社全般、主として財務部門に関する豊富な経験・識見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。



● 生年月日

昭和30年1月5日生

● 所有する当社の株式の数

7,000株

候補者
番号

2

おがさわら ひろみ
小笠原 広己

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和52年3月	当社入社
平成21年4月	当社工事本部副本部長
平成24年3月	当社業務改革推進本部副本部長
平成25年4月	当社工事本部副本部長
平成26年4月	当社執行役員経営企画部長
平成29年4月	当社執行役員社長室長(現在)

監査役候補者とした理由

小笠原広己氏は、長年にわたり要職を歴任され、当社全般、主として工事部門および管理部門に関する豊富な経験・識見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。

(注) 各監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、現社外監査役である飯島征則氏および和田一郎氏の補欠の社外監査役候補者として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



いけ うち まさ とし
池内 稚利

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成3年4月	弁護士登録
平成9年6月	光和総合法律事務所入所
平成18年5月	日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長(現在)
平成19年11月	(株)三栄建築設計社外監査役(現在)
平成24年4月	日本弁護士連合会中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキング・グループ副座長(現在)

● 生年月日
昭和37年5月3日生

● 所有する当社の株式の数
0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

池内稚利氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また弁護士としての専門的見地を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

- (1) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不正な業務執行が行われた事実について
社外監査役候補者の池内稚利氏が、社外監査役に就任している(株)三栄建築設計は、株式の名義人と実質的な株式所有者の齟齬(いわゆる名義株の問題、以下「名義株問題」といいます。)が存在したことで、平成26年7月1日付で金融庁より課徴金納付命令を受けました。同氏は、日頃より取締役会および監査役会において、弁護士として専門的見地から適宜必要な発言を行い、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの観点から注意を喚起しておりましたが、「名義株問題」については発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。発覚後、同氏は監査役会において対応策を決定し取締役会に諮るだけでなく、対応策および再発防止策の審議に参加し、法令遵守、内部統制の強化等について意見を述べるとともに、その実施状況を監視するなど、適切にその職務を遂行しております。

(2) 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は現行定款第38条において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である池内稚利氏との間で社外監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」および「賞与」で構成されていますが、新たに、当社の取締役を対象に、業績達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成27年6月26日開催の第75回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額330百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと本制度の対象となる取締役は7名となります。

2 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記(2)から(7)のとおり。）

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）
②当社が拠出する金員の上限	・ 3事業年度を対象として、合計200百万円
③当社株式の取得方法および取締役が取得する当社株式等の数の上限	・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定 ・ 取締役に付与される1年当たりのポイントの総数の上限は、81,000ポイント ・ 取締役に付与される1年当たりのポイントの総数の上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（平成29年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.21%
④業績達成条件の内容	・ 連結営業利益率の目標に対する達成度
⑤取締役に対する当社株式等の交付等の時期	・ 原則として取締役の退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、平成30年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、本(2)第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計200百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役に對するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託

期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに合計200百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、200百万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役にに対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法と上限

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度（初回は平成30年3月31日で終了する事業年度。）における連結営業利益率の目標に対する達成度および役位に応じて、取締役に一定のポイントが付与されます※¹。取締役の退任時（退任には、海外赴任により国外居住者となる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1 ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

※¹ 付与ポイント＝役位別基本ポイント×業績連動係数※²

※² 業績連動係数は、毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結売上高と連結営業利益の予想値より算出される連結営業利益率を目標として、目標達成度に基づき、決定します。

取締役に付与される1年当たりのポイントの総数の上限は81,000ポイントとします。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、当該ポイントの70%（単元未満株式は切上げ）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が在任のまま死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。信託期間中に取締役が海外赴任により国外居住者となった場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

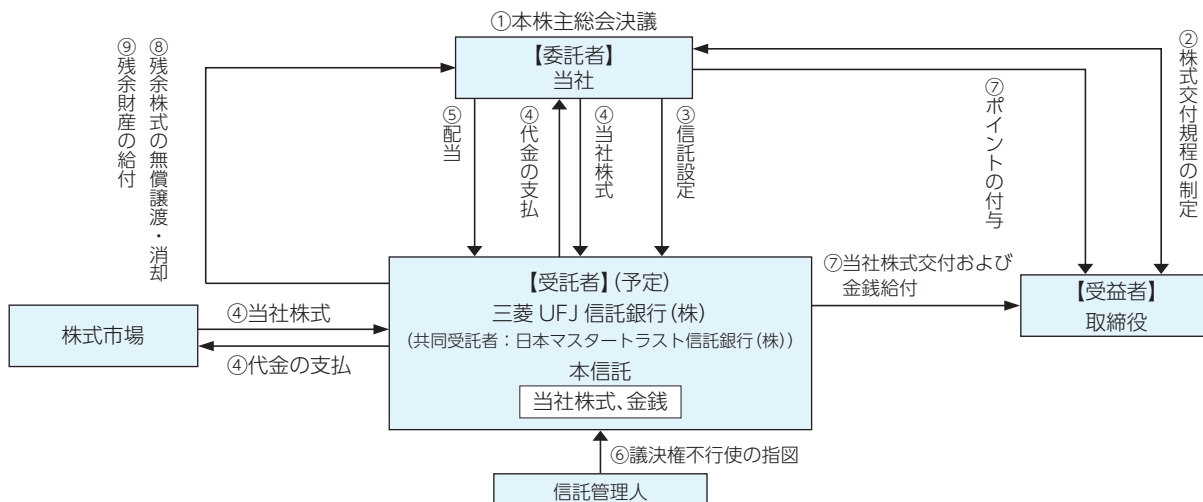
本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることとなります。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、平成29年5月12日付「取締役向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考)
＜本制度の概要＞



- ①当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託(本信託)を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権は行使されないものとします。
- ⑦信託期間中、(1)当社が毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結売上高と連結営業利益の予想値より算出される連結営業利益率に対する達成度および(2)役位に応じて、毎年、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に對して、当該取締役の退任時に累積ポイントに応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

以 上

(添付書類)

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、円高による企業収益の減少や生産の停滞に持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、世界経済に対する不確実性の高まりから、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの主力事業である電力業界におきましては、電力小売全面自由化が始まり、厳しい競争を強いられるなか、電力の安定供給の維持に努めております。また実効性のある地球温暖化対策に取り組むために高効率火力発電所や再生可能エネルギー発電所の導入拡大を目指しております。さらに原子力発電所の再稼働に向けて引き続き新規規制基準適合へ対応するとともに安全対策に取り組んでおります。

このような事業環境のもと、当社グループは、建設会社としての付加価値を高めることを念頭にO&M事業の展開、長期保守契約に対する積極的な受注活動、工法改善による工期短縮・安全性の向上、継続的な海外事業の基盤作りとして海外子会社の設立などに取り組んだほか、高効率火力発電所や再生可能エネルギー（バイオマス）発電所の新設工事、既設発電設備の撤去・解体工事、原子力発電所の安全対策工事および廃止措置工事等に取り組みました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高825億6千万円（前年同期比5.8%増）、売上高795億2千8百万円（前年同期比3.4%減）、うち海外工事は23億7千1百万円となりました。利益面につきましては、工事収支が改善し、営業利益65億4千6百万円（前年同期比27.7%増）、経常利益65億2千万円（前年同期比22.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益43億5千8百万円（前年同期比29.7%増）となりました。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、平成29年5月12日開催の取締役会において、長期安定的な利益還元を基本とする剰余金の配当方針に則り、前連結会計年度と比較し5円増配し、また本年11月に創立70周年を迎えることから、株主の皆様へ感謝の意を表するため、10円の記念配当を加え、1株につき40円と決定いたしました。

なお、部門別の業績は次のとおりとなります。

建設工事部門

受注高は、事業用火力発電設備工事が減少したものの海外工事および環境保全設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、254億9千1百万円（前年同期比18.8%増、構成比30.9%）となりました。

売上高は、事業用火力発電設備工事が増加したものの自家用火力発電設備工事および海外工事が減少したことにより、部門全体として減少し、248億8千万円（前年同期比0.3%減、構成比31.3%）となり、利益は16億3千8百万円となりました。

補修工事部門

受注高は、製鉄関連設備工事および環境保全設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、570億6千8百万円（前年同期比0.9%増、構成比69.1%）となりました。

売上高は、製鉄関連設備工事が増加したものの、原子力発電設備工事が減少したことにより、部門全体として減少し、546億4千8百万円（前年同期比4.7%減、構成比68.7%）となり、利益は75億8千9百万円となりました。

部門別の受注高、売上高及び繰越高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 繰 越 高	当連結会計年度 受 注 高	当連結会計年度 売 上 高	翌連結会計年度 繰 越 高
建設工事	19,256	25,491	24,880	19,868
補修工事	22,373	57,068	54,648	24,793
合 計	41,630	82,560	79,528	44,661
国 内	40,262	75,778	77,157	38,882
海 外	1,367	6,781	2,371	5,778

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 建設工事は、火力・原子力発電設備、製鉄関連設備、環境保全設備、化学プラント設備等における据付・改造・解体工事ほかを行っております。
3. 補修工事は、火力・原子力発電設備、製鉄関連設備、環境保全設備、化学プラント設備等における定期点検・日常保守・修繕維持ほかを行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は総額25億8千9百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、埼玉工場（埼玉県久喜市）の更新であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては財務体質の強化と資金の効率化を図るため、7千万円の借入を実行し、1億8千1百万円を返済しております。

なお、貸出コミットメントライン契約に基づく借入枠は100億円であり、当連結会計年度末における借入未実行残高は、100億円であります。

また、設備投資および運転資金確保を目的とし、平成28年12月26日に第1回無担保社債20億円を、平成29年3月27日に第2回無担保社債10億円を発行しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境が引き続き改善傾向にあるなか、政府が推進する経済政策の効果により企業収益や個人消費に持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかに回復することが期待されますが、米国の政策の動向やアジア新興国経済の先行きに対しては不安材料が残り、依然として不透明な状況が続くものと思われます。

当社グループの主力事業を置く電力業界は、ガス小売全面自由化が始まり、エネルギー間の垣根を越えた新たな競争の時代に入ることになります。またベースロード電源市場の創設、原子力発電所の信頼回復に向けた取り組みなど大きな課題に取り組んでおります。

次期連結会計年度においては、当社グループは、事業を取り巻く経営環境の変化に対応し、企業の持続的成長の実現を図るために本年4月より「企業基盤の継続整備と展開」、「収益基盤の確保と一貫体制の構築」を骨子とする「中期経営計画（平成29年度～平成31年度）」をスタートさせました。コーポレートガバナンス・コードへの対応、法令遵守の徹底、機動的かつ柔軟な組織体制を整備するとともに新たに「東京支店」および「若狭支店」を設立し、継続的な受注の確保と拡大、事業環境の変化に左右されない施工体制の確立に取り組めます。また他社とのアライアンス強化、技術力の維持・向上、計画的適材配置による人材育成、安全・品質のさらなる自立と浸透に努めてまいります。さらに海外工事やO&M事業の拡大、原子力発電所の廃止措置工法と技術の習得、自社発電所の保有への計画着手、リノベーション工事により製造能力が増強した自社工場の有効活用、時代背景や外部環境に左右されない強固な会社基盤を構築するため、電力業界はもとより製鉄、環境保全、石油、化学などの産業分野に向け広角的な営業活動を展開し、客先から支持・信頼される企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第74期 (平成25年度)	第75期 (平成26年度)	第76期 (平成27年度)	第77期 (当連結会計年度)
受 注 高	84,801	74,882	78,022	82,560
売 上 高	62,300	77,441	82,306	79,528
経 常 利 益	2,558	5,011	5,305	6,520
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,320	2,963	3,361	4,358
1株当たり当期純利益(円)	34.83	78.49	88.65	116.68
総 資 産	72,836	84,215	82,747	90,597
純 資 産	53,785	56,722	58,593	60,800

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主 な 事 業 内 容
新 東 洋 口 ー ル 株 式 会 社	50	100	製紙機械・食品加工機械・建設機械の製造販売
不 二 機 工 株 式 会 社	10	100	建設業(機械器具の据付施工)
豊 楽 興 産 株 式 会 社	10	100	発電設備に付帯するバルブ・継手等の製造販売
TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION(PHIL.),INC.	14百万ペソ	100	発電設備等の施工および鋼構造物の製作(フィリピン)
株 式 会 社 古 田 工 業 所	20	62.5	建設業(発電設備等の溶接施工)
富 士 ア イ テ ッ ク 株 式 会 社	80	45	建設業(発電設備等の保温・保冷および塗装施工)
☆ 東 京 動 力 株 式 会 社	80	31.3	建設業(発電設備等の機器の据付施工)

(注) ☆印は持分法適用会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは建設業法により国土交通大臣の許可を受け、火力・原子力発電設備、製鉄関連設備、環境保全設備、化学プラント設備等における据付工事・改造工事・解体工事・定期点検・日常保守・修繕維持ならびにこれらに関連する事業を展開しております。

当社許可番号 ① (特-27) 第3967号 許可年月日 平成27年4月25日
 ② (般-27) 第3967号 許可年月日 平成27年4月25日
 ③ (特-28) 第3967号 許可年月日 平成28年9月12日

(8) 主要な事業所

- ① 当 社
- 本 社 東京都千代田区神田神保町二丁目 4 番地
- 支 店 北海道支店（北海道札幌市）
- 東 北 支 店（宮城県仙台市）
- 名古屋支店（愛知県名古屋市）
- 大 阪 支 店（大阪府大阪市）
- 中 国 支 店（広島県広島市）
- 九 州 支 店（福岡県北九州市）

（注）東京支店および若狭支店は平成29年 4 月に開設しております。

- ② 子 会 社
- （国 内） 新東洋ロール株式会社 本 社（埼玉県戸田市）
- 不二機工株式会社 本 社（広島県福山市）
- 豊 楽 興 産 株 式 会 社 本 社（埼玉県久喜市）
- 株式会社古田工業所 本 社（福岡県北九州市）
- 富士アイテック株式会社 本 社（東京都千代田区）
- （海 外） TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION(PHIL.),INC. 本 社（フィリピン）
- ③ 関連会社
- 東 京 動 力 株 式 会 社 本 社（神奈川県横浜市）

(9) 従業員の状況

区 分		従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男	性	1,600名	16名増	39.5歳	14.7年
女	性	151名	12名増	37.0歳	8.4年
計		1,751名	28名増	39.3歳	14.2年

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 138,959,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,683,960株
- (3) 株 主 数 2,834名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,992	5.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,969	5.18
第一生命保険株式会社	1,965	5.17
太平電業社員持株会	1,835	4.83
西華産業株式会社	1,507	3.97
株式会社三井住友銀行	1,392	3.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,104	2.91
HSBC - FUND SERVICES, SPARX ASSET MANAGEMENT CO LTD	987	2.60
日機装株式会社	763	2.01
株式会社東京エネシス	753	1.98

(注) 持株比率は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」の導入において設定した、野村信託銀行株式会社(太平電業社員持株会信託口)所有の当社株式729,000株を除く自己株式(2,703,725株)を控除して計算しております。なお、自己株式は上記大株主から除いております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、同年7月15日までに920,000株の自己株式を総額999,860,988円で取得いたしました。
- ② 当社は、平成26年6月13日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の導入を決議いたしました。

なお、当連結会計年度末において、野村信託銀行株式会社（太平電業社員持株会信託口）が所有する当社株式数は729,000株であります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	野 尻 穰	
取締役専務執行役員	青 木 豊	営業本部長兼電力推進プロジェクト部長
取締役常務執行役員	関 根 正 一	海外推進本部長
取締役常務執行役員	光 富 勉	総務管理本部長
取締役上席執行役員	木 本 利 宗	大阪支店長
取締役上席執行役員	竹 下 康 司	工事本部長
取締役上席執行役員	鶴 長 徹	名古屋支店長
取 締 役	水 口 義 久	山梨大学名誉教授
取 締 役	弓 場 法	公認会計士 日置電機(株)社外監査役
常 勤 監 査 役	猪 股 正 憲	
常 勤 監 査 役	杉 延 千賀年	
監 査 役	飯 島 征 則	公認会計士
監 査 役	和 田 一 郎	弁護士

- (注) 1. 取締役水口義久、弓場法の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、取締役水口義久、弓場法の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
2. 社外取締役の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
3. 監査役飯島征則、和田一郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、監査役飯島征則、和田一郎の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
4. 監査役飯島征則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役和田一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. その他の執行役員は次のとおりであります(平成29年4月1日現在)。

地 位	氏 名
執 行 役 員	新谷 裕治、竹田 裕治、小笠原 広己、益田 智徳、池邊 孝久、大関 克彦、 日下 慎也、山内 勝則、伊藤 浩明、片柳 時雄、杉原 和忠、高橋 秀明、 小畑 忠司、近嵐 弘樹、牧田 良二、岡本 真吾

(2) 事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 新任監査役

監査役和田一郎氏は平成28年6月29日開催の第76回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

② 退任監査役

監査役加藤祐司氏は任期満了により、平成28年6月29日に退任いたしました。

(ご参考) 決算日後の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
青 木 豊	取締役 専務執行役員 営業本部長兼 電力推進部担当	取締役 専務執行役員 営業本部長兼 電力推進プロジェクト部長	平成29年4月1日
関 根 正 一	取締役 常務執行役員 技術本部長	取締役 常務執行役員 海外推進本部長	平成29年4月1日
木 本 利 宗	取締役 上席執行役員 西日本統括	取締役 上席執行役員 大阪支店長	平成29年4月1日
鶴 長 徹	取締役 上席執行役員 東日本統括	取締役 上席執行役員 名古屋支店長	平成29年4月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の定める限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	287百万円 (12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	40百万円 (8百万円)
合 計	14名	328百万円

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人員は、取締役9名、監査役4名ですが、上記支給額には、平成28年6月29日付をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 支給額の中には、当事業年度に係る役員賞与総額126百万円が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第75回定時株主総会において年額330百万円以内(うち社外取締役20百万円、使用人兼務取締役の使用人分給与除く)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第66回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	水 口 義 久	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に機械工学分野の研究者としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取 締 役	弓 場 法	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	飯 島 征 則	当事業年度開催の取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	和 田 一 郎	昨年就任以来当事業年度中に開催された取締役会10回全てに、また監査役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 43百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43百万円 |

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」に基づき、取締役、監査役および使用人はこれを日常の指針とし遵守する。
- ② 法令遵守、経営の健全性維持の観点から顧問弁護士と適宜情報交換を行い、法律問題全般に対して助言・指導を受ける。
- ③ 社長直轄の経営企画部（現社長室）が、業務活動全般について、会社方針・事業計画に基づき、業務が適正に執行されているか内部監査を実施し、業務改善に向け助言・勧告をする。
- ④ 内部通報制度として、「ヘルプライン運営規程」に基づき、法令・定款上疑義のある行為またはそのおそれのある行為が行われていることを知ったときは、相談できる体制を敷く。
- ⑤ 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動するとともに反社会的勢力および団体の活動を助長するような行為を行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書については、「文書管理規程」および「稟議規程」に従い、適切に保存管理し、これらを取締役、監査役が常時閲覧可能な状態にする。
- ② 情報については、「情報管理規程」に基づき、適正に利用・活用するとともに、セキュリティ体制を確立する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントシステムの構築・維持のため、「経営リスクマネジメント規程」が有効に機能し活用されるよう継続的改善を図る。
- ② 経営リスクが生じた場合に備え、「リスク管理規程」、「危機管理パンフレット」等に基づき、経営リスクに対する予防ならびに発生時の迅速な対応ならびに体制を敷く。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月、定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、決定を行う。
- ② 業務執行の効率的実施を補完強化する体制として、執行役員会ならびに経営会議を定期的に開催し、都度、会社の重要課題について、意見・情報交換を行う。
- ③ 執行役員制度を拡充し、経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ的確な意思決定と業務執行体制の強化を図る。
- ④ 「組織規程」、「執行役員規程」に従って、職務権限、業務分掌を明確化し、職務執行の効率性を高める。

(5) 当社及びグループ会社（子会社・関連会社）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社における共通の行動指針とするほか、「グループ会社管理規程」に基づき、業務の適法性、企業倫理性および財務報告の信頼性を確保する。
- ② 定期的な業務報告を行うことで、当社とグループ会社との情報交換・共有を深め、連携体制の強化を図る。
- ③ 「グループ会社管理規程」において、グループ会社の営業成績、財務状況等については定期的に、その他の重要な情報についてはその都度、グループ会社の取締役から、当社取締役への報告を義務づける。
- ④ 当社は、年に一回、当社およびグループ会社の取締役が出席するグループ会社連絡会を開催し、グループ会社に対し当該連絡会における報告を義務づける。
- ⑤ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ⑥ 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知する。
- ⑦ 当社は、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社は、「内部監査規程」、「グループ会社管理規程」および「監査役監査基準」に基づき、グループ会社に対する年一回の内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社の規模等を勘案し、原則、管理部門の使用人が監査役職務を補助する監査役スタッフを兼務する。ただし、監査役会から専任のスタッフを求められた場合は、監査役会の意向を尊重し検討する。
- ② 監査役スタッフが監査役の補助職務を担う場合は、取締役等からの独立性を確保するとともに、監査役の指揮命令に従わなければならない。監査役スタッフの任命、人事異動等の決定については監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす事項について速やかに監査役または監査役会に対して報告するものとし、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、経営会議等の重要会議に出席することができる。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者は直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
- ④ 「ヘルプライン運営規程」に、グループ会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に対して直接通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役、会計監査人との意見交換、グループ会社からの報告聴取など監査役が必要とする情報収集ならびに効率的な監査ができるように協力する。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

(1) 内部統制システム全般

経営企画部（現社長室）が「内部監査規程」ならびに年度監査計画に基づいて、当社およびグループ会社の業務活動全般が会社方針や事業計画に沿って、適正かつ適法に業務執行されているか内部監査を実施し、必要により業務改善に向けた助言・勧告を行うとともに、監査結果は都度、社長へ報告を行っております。平成28年度は、当社およびグループ会社に対して14箇所の監査を実施しております。

(2) コンプライアンス体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を社員必携の「社員手帳」や社内ポスターに掲載し、周知徹底を図っております。
- ② 社長を委員長とする建設業法遵守委員会を毎月1回開催し、業法についての理解を深めるとともに、業法に関する重要事項について審議、検討を行っております。また、経営企画部（現社長室）および分掌箇所が計画に基づき事業所をはじめ各現場をパトロールし、コンプライアンス上の観点から業務執行に不備や不具合がないか確認し、その推進に努めております。
- ③ 内部通報制度の窓口（ヘルプライン）に寄せられた相談については、「ヘルプライン運営規程」に基づき、適切な対応を実施しております。

(3) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社から毎月定期報告を受けているほか、年1回決算報告会を開催し、事業活動の状況報告やグループにおける課題について検討するなど、グループ間の円滑な意思の疎通を図りつつ、業務の効率化と情報共有に努めております。

(4) 取締役の職務執行

- ① 「取締役会」を14回、「執行役員会」を8回それぞれ開催し、各取締役は担当分野について業務執行状況を報告しております。
- ② 取締役会の活性化を図るために見直した上程基準に則って、議案を絞り付議し、「取締役会」の実効性を高めております。
- ③ 社外取締役、監査役会において「取締役会」の構成、運営、意思決定のプロセス等について評価をしてもらい、「取締役会」全体が適切に機能しているか検証しております。

(5) リスク管理体制

- ① 個別のリスクについては、社内の担当部署が規程や要領に基づき、適宜適切に対応しております。
- ② 全社的なリスク管理については、あらためて現在の事業環境に照らし、リスクを洗い出し、その基本的な対応をまとめた「危機管理パンフレット」、「危機行動 従業員のポケットマニュアル」、「危機行動チェックリスト」を策定し、水平展開しております。
- ③ ガバナンス技能の向上、組織力の強化を図るため組織改革に取り組み、平成29年度より新組織を発足しております。

(6) 監査役の職務執行

- ① 監査役は、「取締役会」のほか「予算会議」、「経営会議」、「建設業法遵守委員会」等の社内の重要な会議に出席し、内部統制システムの運用状況や取締役の職務執行について監視、検証をしております。
- ② 監査役と会計監査人との間で定期および随時に報告、協議が行われているほか、監査役と社外取締役との間で定期および随時に意見・情報を交換する場を設け、監査の実効性を高めております。
- ③ 管理部門の使用人を、監査役職務を補助する監査役スタッフとして任命（兼職）し、監査役の職務執行が円滑に遂行できる体制にしております。平成28年度は、経理部および総務部から監査役補助使用人をそれぞれ任命（兼職）し、監査役から指示された職務を執行しております。
- ④ 監査役は、「監査役監査基準」、「グループ会社管理規程」に基づき、当社およびグループ会社から定期および随時に報告を受け監視、検証しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけ、経営基盤の強化ならびに堅固な財務体質の構築を目指しております。剰余金の配当に関しましては、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針とし、各決算期の業績や配当性向、純資産配当率、経営環境等を総合的に判断し決定いたします。

内部留保につきましては、将来の営業範囲の拡大・事業展開に向けた研究開発および建設用機械設備等、企業の成長に必要な資金需要に備えつつ、余剰資金につきましては、各種リスクと収益のバランスを勘案し効率的な運用を検討しながら、株主価値向上に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、前事業年度普通配当25円に対し5円増配し、本年11月に創立70周年を迎えることから、株主の皆様へ感謝の意を表するため、10円の記念配当を加え、1株当たり40円の配当を実施いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	64,447
現 金 預 金	18,178
受取手形・完成工事未収入金	32,396
電 子 記 録 債 権	3,091
未 成 工 事 支 出 金	9,947
材 料 貯 蔵 品	5
短 期 貸 付 金	0
繰 延 税 金 資 産	441
そ の 他	386
固 定 資 産	26,150
有 形 固 定 資 産	13,689
建 物 ・ 構 築 物	6,605
機 械 ・ 運 搬 具	1,108
工 具 器 具 ・ 備 品	145
土 地	4,954
リ ー ス 資 産	181
建 設 仮 勘 定	694
無 形 固 定 資 産	224
借 地 権	37
リ ー ス 資 産	134
そ の 他	52
投 資 そ の 他 の 資 産	12,236
投 資 有 価 証 券	7,431
事 業 保 険 料	1,057
繰 延 税 金 資 産	498
賃 貸 不 動 産	368
長 期 性 預 金	2,550
そ の 他	424
貸 倒 引 当 金	△ 94
資 産 合 計	90,597

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	22,470
支払手形・工事未払金	7,327
電 子 記 録 債 務	7,625
一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	400
リ ー ス 債 務	137
未 払 法 人 税 等	1,456
未 成 工 事 受 入 金	2,538
賞 与 引 当 金	827
役 員 賞 与 引 当 金	157
完 成 工 事 補 償 引 当 金	55
工 事 損 失 引 当 金	98
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	130
設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	43
そ の 他	1,672
固 定 負 債	7,326
社 債	2,600
長 期 借 入 金	370
リ ー ス 債 務	178
退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,974
そ の 他	202
負 債 合 計	29,796
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	58,956
資 本 金	4,000
資 本 剰 余 金	4,799
利 益 剰 余 金	52,757
自 己 株 式	△ 2,600
その他の包括利益累計額	1,197
その他有価証券評価差額金	2,473
為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 166
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,109
非 支 配 株 主 持 分	646
純 資 産 合 計	60,800
負 債 純 資 産 合 計	90,597

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		79,528
売上原価		66,019
売上総利益		13,509
販売費及び一般管理費		6,963
営業利益		6,546
営業外収益		
受取利息配当金	145	
固定資産賃貸料	143	
持分法投資利益	59	
その他の	135	483
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	126	
固定資産賃貸費用	88	
固定資産除却損	121	
社債発行費	58	
その他の	112	509
経常利益		6,520
特別利益		
固定資産売却益	285	
受取補償金	363	
投資有価証券売却益	0	
ゴルフ会員権償還益	1	
その他の	1	652
特別損失		
固定資産除却損	391	
固定資産売却損	0	
ゴルフ会員権評価損	0	392
税金等調整前当期純利益		6,779
法人税、住民税及び事業税	2,243	
法人税等調整額	87	2,330
当期純利益		4,449
非支配株主に帰属する当期純利益		90
親会社株主に帰属する当期純利益		4,358

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	4,000	4,799	49,372	△ 1,728	56,443
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 972		△ 972
親会社株主に帰属する当期純利益			4,358		4,358
自己株式の取得				△ 1,009	△ 1,009
自己株式の処分				137	137
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,385	△ 872	2,513
平成29年3月31日残高	4,000	4,799	52,757	△ 2,600	58,956

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成28年4月1日残高	1,730	△ 159	36	1,607	542	58,593
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 972
親会社株主に帰属する当期純利益						4,358
自己株式の取得						△ 1,009
自己株式の処分						137
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	742	△ 7	△ 1,145	△ 410	104	△ 306
連結会計年度中の変動額合計	742	△ 7	△ 1,145	△ 410	104	2,207
平成29年3月31日残高	2,473	△ 166	△ 1,109	1,197	646	60,800

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	62,649
現金預金	16,934
受取手形	703
電子記録債権	3,034
完成工事未収入金	31,284
未成工事支出金	9,652
材料貯蔵品	5
前払費用	179
繰延税金資産	439
未収収益	1
その他	413
固 定 資 産	24,979
有形固定資産	13,156
建物・構築物	6,488
機械・運搬具	1,037
工具器具・備品	137
土地	4,657
リース資産	138
建設仮勘定	698
無形固定資産	222
借地権	37
リース資産	134
その他	49
投資その他の資産	11,600
投資有価証券	6,517
関係会社株式	488
長期貸付金	848
事業保険料	1,057
貸付不動産	367
長期性の預金	2,500
その他	141
貸倒引当金	△ 319
資 産 合 計	87,629

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	22,356
支払手形	82
電子記録債権	8,083
工事未払金	7,206
一年内償還予定の社債	400
リース負債	122
未払金	641
未払法人税等	1,382
未払費用	528
未成工事受入金	2,335
預賞引当金	185
役員賞与引当金	785
完工工事補償引当金	126
工事損失引当金	55
関係会社整理損失引当金	98
設備関係電子記録債権	130
その他	43
固定負債	147
株主資本	5,624
社長期借入金	2,600
退職給付引当金	370
繰上り入金	150
退職給付引当金	2,302
繰上り入金	66
繰上り入金	9
繰上り入金	125
負債合計	27,980
(純 資 産 の 部)	
株主資本	57,190
資本剰余金	4,000
資本剰余金	4,799
資本剰余金	4,645
資本剰余金	153
利益剰余金	50,989
利益剰余金	908
利益剰余金	50,081
利益剰余金	30,380
利益剰余金	19,701
自己株式	△ 2,598
評価・換算差額等	2,457
その他有価証券評価差額金	2,457
純 資 産 合 計	59,648
負 債 純 資 産 合 計	87,629

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		77,695
売 上 原 価		64,895
売 上 総 利 益		12,799
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,489
営 業 利 益		6,310
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	160	
固 定 資 産 賃 貸 料	144	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2	
そ の 他	126	432
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	88	
為 替 差 損	81	
固 定 資 産 除 却 損	121	
そ の 他	160	452
経 常 利 益		6,290
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	258	
受 取 補 償 金	363	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	1	
ゴ ル フ 会 員 権 償 還 益	1	625
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	391	
固 定 資 産 売 却 損	0	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	0	392
税 引 前 当 期 純 利 益		6,523
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,139	
法 人 税 等 調 整 額	44	2,183
当 期 純 利 益		4,340

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	利 益 剰余金 合 計
平 成 28 年 4 月 1 日 残 高	4,000	4,645	153	4,799	908	30,380	16,333	47,621
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△ 972	△ 972
当 期 純 利 益							4,340	4,340
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	3,367	3,367
平 成 29 年 3 月 31 日 残 高	4,000	4,645	153	4,799	908	30,380	19,701	50,989

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	
平 成 28 年 4 月 1 日 残 高	△ 1,726	54,695	1,719	1,719	56,414
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 972			△ 972
当 期 純 利 益		4,340			4,340
自 己 株 式 の 取 得	△ 1,009	△ 1,009			△ 1,009
自 己 株 式 の 処 分	137	137			137
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			738	738	738
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△ 872	2,495	738	738	3,233
平 成 29 年 3 月 31 日 残 高	△ 2,598	57,190	2,457	2,457	59,648

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社
取締役会 御中

平成29年5月19日

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 木 智 博 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 尾 川 克 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太平電業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平電業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社
取締役会 御中

平成29年5月19日

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 木 智 博 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 尾 川 克 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太平電業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。
2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

太平電業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	猪 股 正 憲	㊞
常 勤 監 査 役	杉 延 千賀年	㊞
社 外 監 査 役	飯 島 征 則	㊞
社 外 監 査 役	和 田 一 郎	㊞

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※ 「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

第77回定時株主総会会場ご案内図

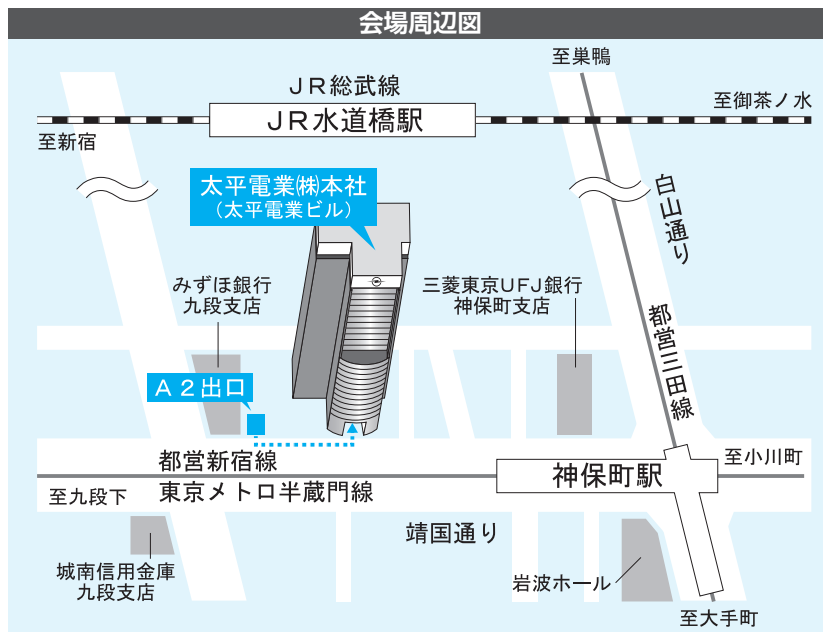
会場

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地
当社9階大会議室

電話

(03) 5213-7211

会場周辺図



下車駅

JR総武線

「水道橋駅」より

徒歩約12分

都営三田線

都営新宿線

東京メトロ半蔵門線

「神保町駅」より

徒歩約3分

(A2出口を出て左すぐ)

 太平電業株式会社

UD
FONT



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

環境保全のため、FSC® 認証紙と植物油インキを使用して印刷
しています。